

平成24年11月30日（金）  
愛知県 建設部河川課  
管理グループ  
担当 安達・杉本 県庁内線 2722・2723  
(ダイヤルイン)052-954-6552

## 新川水害訴訟の最高裁判所決定に対する愛知県知事コメントについて

○ 決定日：平成24年11月29日（木）

### コメント

平成12年9月の東海豪雨による新川の破堤に係る損害賠償請求事件について、平成24年11月29日付けで、最高裁判所は、①本件上告を棄却する、②本件を上告審として受理しない旨の決定をしました。この決定により、愛知県の勝訴が確定しました。

今後とも、河川改修事業を推進し、県民の皆様方が安心して暮らせるよう努力してまいります。

平成24年11月30日

愛知県知事 大村 秀章